平成31年度 東京都による事業費納付金等算定結果

1 被保険者数

区分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	増 減 率
		Α	В	C(A-B)	C/B
(1)医療分· 後期高齢者支援金分 一般被保険者数	都	2,943,940人	3,106,552人	△ 162,612人	△5.23%
	特別区	2,031,461人	2,150,728人	△ 119,267人	△5.55%
	新宿区	95,739人	100,825人	△ 5,086人	△5.04%
(2)介護納付金分 介護2号被保険者数	都	1,002,606人	1,057,823人	△ 55,217人	△5.22%
	特別区	705,924人	747,561人	△ 41,637人	△5.57%
	新宿区	29,302人	30,108人	△ 806人	△2.68%

2 医療費指数

区 分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	増 減 率
		Α	В	C(A-B)	C/B
医療費指数 (全国=1)	都	0.9650	0.9708	△ 0.0058	_
	特別区	0.9778	0.9841	△ 0.0063	_
	新宿区	0.9564	0.9647	△ 0.0083	_

3 一人当たり所得額 (単位:円)

区分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	増減率
		Α	В	C(A-B)	C/B
一人当たり所得額(円)	都	768,203	753,473	14,730	1.95%
	特別区	787,252	769,943	17,309	2.25%
	新宿区	714,231	700,860	13,371	1.91%

4 事業費納付金額 (単位:百万円)

区分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	増 減 率
		Α	В	C(A-B)	C/B
	都	306,806	316,199	△ 9,393	△2.97%
(1)医療分	特別区	218,207	225,668	△ 7,461	△3.31%
	新宿区	9,658	10,069	△ 411	△4.08%
	都	95,704	98,278	△ 2,574	△2.62%
(2)後期高齢者支援金分	特別区	66,812	68,903	△ 2,091	△3.03%
	新宿区	3,214	3,267	△ 53	△1.62%
(3)介護納付金分	都	36,317	37,843	△ 1,526	△4.03%
	特別区	26,184	27,306	△ 1,122	△4.11%
	新宿区	1,045	1,041	4	0.38%
(4)合 計	都	438,826	452,319	△ 13,493	△2.98%
	特別区	311,202	321,875	△ 10,673	△3.32%
	新宿区	13,917	14,376	△ 459	△3.19%

各区分は百万円単位で切り上げているため、各区分の合計が(4)合計と合わない場合がある。

5 一人当たり事業費納付金額

(単位:円)

区 分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	増減率
		Α	В	C(A-B)	C/B
	都	104,216	101,784	2,432	2.39%
(1)医療分	特別区	107,414	104,926	2,488	2.37%
	新宿区	100,877	99,861	1,016	1.02%
	都	32,509	31,635	874	2.76%
(2)後期高齢者支援金分	特別区	32,888	32,037	850	2.65%
	新宿区	33,563	32,396	1,167	3.60%
(3)介護納付金分	都	36,222	35,774	448	1.25%
	特別区	37,091	36,526	564	1.54%
	新宿区	35,658	34,571	1,087	3.14%
(4)合 計	都	172,947	169,193	3,754	2.22%
	特別区	177,393	173,489	3,904	2.25%
	新宿区	170,098	166,828	3,270	1.96%

6 東京都標準保険料率※

区 分		平成31年度 A	平成30年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)基礎分	所得割(%)	7.61	7.71	△ 0.10	
	均等割(円)	44,011	43,860	151	0.34%
(2)後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.43	2.42	0.01	_
	均等割(円)	13,909	13,717	192	1.40%
(3)介護納付金分	所得割(%)	2.08	2.08	0.00	_
	均等割(円)	15,474	15,473	1	0.01%

[※] 全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うもの

7 新宿区標準保険料率

区分		平成31年度 A	平成30年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)基礎分	所得割(%)	8.61	8.69	△ 0.08	_
	均等割(円)	49,755	49,388	367	0.74%
(2)後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.92	2.85	0.07	_
	均等割(円)	16,708	16,141	567	3.51%
(3)介護納付金分	所得割(%)	2.28	2.23	0.05	_
	均等割(円)	16,966	16,596	370	2.23%

●標準保険料率

将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県が、区市町村ごとの標準保険料率を提示すること により、標準的な被保険者負担の見える化を図るものである。 区市町村は、標準保険料率を把握することにより他区市町村との比較を含め、区市町村のあるべき保険料

率とその理由を把握することが可能になる。